入 札 説 明 書

出雲児童相談所什器等調達及び移転業務委託については、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）その他の法令及び契約条項に定めるもののほか、下記に定めるところによるものとする。

記

１　入札に付する事項

（１）件名

出雲児童相談所什器等調達及び移転業務

（２）仕様

仕様書のとおり

（３）納入期限

令和９年２月２２日（月）

（４）契約所属及び納入場所

ア　契約所属　島根県健康福祉部青少年家庭課

イ　納入場所　島根県出雲児童相談所（島根県出雲市斐川町神氷２８９４番５）

２　一般競争入札に参加する者に必要な資格

（１）地方自治法施行令第 167 条の４第１項各号のいずれかに該当しない者であること。

（２）地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

（４）物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「調度品類」小分類「鋼製家具」）に登録されている者であること。

（５）島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

（６）島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

（７）島根県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

３　入札説明書の交付期間及び交付方法

令和８年１１月１８日から１１月２７日午後５時までの間、入札説明書閲覧申請書（事業所名称、住所、交付者氏名、連絡先を明記したもので、様式は自由）を提出した者に交付する。

４　入札参加資格確認に係る提出書類

（１）入札参加資格確認申請書（様式１）

入札参加資格確認申請書に次の書類を添付し提出して、資格確認を受けること。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア　誓約書（様式２）

イ　入札保証金の免除に関する誓約書（様式３）

ウ　入札品目内訳書（様式９）

エ　委任状（入札に代理人を定める場合。入札前に入札会場での提出も可。）

（２）申請書提出方法

ア　申請書及び添付書類の提出部数は、１部とする。

イ　提出期限までに郵送又は持参とする。

ウ　資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。

エ　提出された書類は、返却しない。

オ　提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

（３）申請書及び添付書類の提出期限及び場所

提出期限：令和８年１１月２７日（金）午後５時まで

提出先：〒690－8501　島根県松江市殿町１番地（島根県庁第２分庁舎２階）

島根県健康福祉部青少年家庭課　社会的養育推進スタッフ

電話：0852-22-6190　　Fax：0852-22-6045

（４）入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和８年１２月２日（水）午後５時までに通知する。

５　入札保証金

（１）島根県会計規則第 61 条第１項の規定により、入札者が見積もった契約希望金額の 100 分の５以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、島根県会計規則第 61 条の２各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

（２）入札保証金の免除に関する誓約書を提出し、過去２年間に国又は他の地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上締結し、これらの案件に係る契約書の写しを提出し誠実に履行したことが確認できた場合には、島根県会計規則第 61 条の２第３号に該当するものとし、入札保証金を免除する。

６　入札、開札の方法等

（１）日　時

令和８年１２月７日（月）午前１０時００分

（２）場　所

島根県松江市殿町１番地　島根県庁第二分庁舎２階　２０１会議室

（３）入札方法等

ア　郵便、電話、ファックス等による入札は、認めない。

イ　入札者（入札権限等を委任された代理人（以下「受任者」という。）を含む。以下同じ。）は、封印した入札書を入札箱に投函しなければならない。

ウ　入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた金額を見積もること。

エ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

オ　入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

カ　入札者は、入札時刻後においては入札会場に入場することはできない。

キ　入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することはできない。

（４）開札の方法

ア　開札は、入札者又はその代理人及び健康福祉部青少年家庭課職員を立ち会わせて行う。

イ　開札の結果、各人の入札の内、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該開札の終了後、直ちに再度の入札を行う。

（５）再度入札

ア　再度入札は、２回まで行うこととする。（合計３回）

イ　入札参加者のうち、再度入札に参加しない者は、入札の場所を退場しなければならない。

（６）落札者の決定方法

ア　島根県会計規則第 62 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あったときは、くじ引きにより落札者を決定する。

ウ　なお、再度入札を行った場合でも落札者がない場合は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により最低価格入札者と随意契約締結の協議を行うものとする。ただし、その場合でも、予定価格は変更しない。

（７）入札の無効

島根県会計規則第 63 条の各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

（８）不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県健康福祉部青少年家庭課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

（９）入札の取りやめ又は延期

島根県会計規則第 61 条の３第１項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

７　契　約

（１）契約書作成の要否

要する。

（２）前金払

契約金額に係る前金払いは行わない。

（３）契約書の作成

ア　落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の３第１項の規定により、14 日以内に契約を締結するものとする。

イ　地方自治法第 234 条第５項の規定により島根県知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（４）契約保証金

ア　島根県会計規則第 69 条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第 69 条の２各号に該当する場合については免除する。

イ　契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合で、４（２）により過去２年間に国又は他の地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上締結し、これらの案件に係る契約書の写しを提出し誠実に履行したことが確認できた場合には、島根県会計規則第 69 条の２第７号に該当するものとし、契約保証金を免除する。

８　質問等

質問は、書面により令和８年１１月２４日（月）正午までに持参、ファックス又は郵送により提出するものとする。回答については、随時行う。なお、入札後、入札仕様関連書類等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

提出先　〒690－8501　島根県松江市殿町１番地（島根県庁第二分庁舎２階）
島根県健康福祉部青少年家庭課　社会的養育推進スタッフ
電話：0852-22-6190　　Fax：0852-22-6045

９　入札説明書添付資料

（１）　入札参加資格確認申請書（様式１）
（２）　誓約書（様式２）
（３）　入札保証金の免除に関する誓約書（様式３）
（４）　質疑票（様式４）
（５）　入札書（様式第５号の１、様式第５号の２）
（６）　委任状（様式第６号）
（７）　入札辞退届（様式第７号）
（８）　契約保証金の免除に関する誓約書（様式８）
（９）　入札品目内訳書（様式９）